

令和3年度西区自治協議会 リモート参加方法について

新型コロナウイルス感染終息が不透明な中、区民と区との協働の要である区自治協議会の役割を果たし、委員が安心して会議に参加できるようリモート参加について定めるもの。

1 参加方法

- ・パソコン、スマートフォン等を用い、自宅などから会議に参加する。
- ・参加者は、自身の機器を使用し、通信費・機材準備にかかる費用などについては支給しない。
- ・参加時は基本的にビデオ・音声ともにONにする。

2 委員報酬

- ・日額 3,000 円を支給する。

3 リモート開催における発言方法等

- ・発言者は、挙手にて発言の意思を示し、会長からの指名を受けたら「所属」「お名前」を言ってから発言いただく。
- ・議決時は、挙手にて議決の意思を示していただく。

4 その他

- ・会場にはスクリーンでリモート参加者を映し出し、会場の映像は定点カメラを使用し、リモート参加者へ伝える。
- ・リモート参加時は「zoom」を使用する。
- ・利用者は「zoom」アプリを常に最新の状態にする
- ・リモート参加希望者は会議開催3日前までに事務局へ連絡をする。
- ・会議参加に必要な「ID」「パスワード」を事務局よりメールにて送付する。
- ・送付された「ID」や「パスワード」は他人に転送・拡散しないこと
- ・会議開始時間の15分前から入室可能とする。
- ・当日配布資料は事務局よりメールにて送付する。